

（お願い）  
納付書は直接電子計算機で処理しますので、汚れたり折り曲げたりしないでください。

令和 年 月 日

福島県双葉郡  
富岡町長

公印

|                       |         |      |      |
|-----------------------|---------|------|------|
| 納税管理人又は相続人設定の場合の所有者氏名 |         |      |      |
| 様分                    |         |      |      |
| 納組番号                  | 納税義務者番号 | 世帯番号 |      |
|                       |         |      |      |
| 金融機関名                 | 支店名     | 口座番号 | 振替区分 |
|                       |         |      |      |

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません。

|                | 課税標準額         |               |                   |          | 税率         | 算出税額            | 軽減税額            |
|----------------|---------------|---------------|-------------------|----------|------------|-----------------|-----------------|
| 固定資産税          | 土地<br>円       | 家屋<br>円       | 償却資産<br>円         | 合計<br>円  | 1.4<br>100 | 円               | 円               |
| 免税点            | 土地<br>300,000 | 家屋<br>200,000 | 償却資産<br>1,500,000 | 円        |            | 共有按分税額<br>円     | 年税額<br>円        |
| 納期限及び<br>期別納付額 | 第1期<br>円      | 第2期<br>円      | 第3期<br>円          | 第4期<br>円 |            |                 |                 |
| 連番             | 通知書番号         |               |                   |          | 連絡先        | 富岡町役場 税務課 固定資産係 | 電話 0240-22-2111 |

1. 納税義務者

この固定資産税は、地方税法第343条及び町税条例第54条の規定によって、当町に所在する固定資産に対しその年の1月1日現在の所有者に課せられます。

2. 納税管理人

町に納税義務があり、海外等に居住されている方は、納税管理人を定めて届出ください。詳しくは税務課までお問い合わせください。

3. 審査の申出

固定資産の価格(評価額)について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日後3か月までに、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。なお、取消しの訴えの提起については、地方税法の定めにより、前記の固定資産評価審査委員会への審査の申出に係る決定に対してのみ行うことができます。

4. 審査請求

この納税通知書に記載された価格以外の事項について、不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後に、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富岡町を被告(町長が被告の代表者となります。)として提起することができます(ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります)。

なお、次のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。  
(1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
(2)処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5. 新築住宅に対する固定資産税の軽減

新築された住宅で居住部分が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下の家屋について120㎡まで地方税法附則第15条の6の規定により新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間(3階建以上の中高層耐火住宅等は5年間)又、第15条の7の規定により長期優良住宅については5年間(3階建以上の中高層耐火住宅等は7年間)に限り固定資産税額の2分の1の額が軽減されます。

6. 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)が年7.3%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における周年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

7. 滞納処分

督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

8. 税金を納める場所

- ☐富岡町指定金融機関
- ☐収納代理金融機関
- ☐コンビニエンスストア等
- ☐その他
- 東邦銀行  
大東銀行  
あぶくま信用金庫  
福島さくら農業協同組合  
(納付時の注意事項は納付書裏面に記載)
- 各郵便局またはゆうちょ銀行
- 福島銀行  
相互五城信用組合  
東北労働金庫  
東北労働金庫
- (ただし、口座振替(自動振込)または郵便振替により納付する場合に限る。  
なお、郵便振替での納付を希望される方は税務課にお問い合わせください。)

＜土地に係る固定資産税の負担調整措置＞

平成9年度から税負担の均衡化を図るため、土地の固定資産税は、その土地の負担水準により課税されることになります。この負担水準というのは、新評価額に対する前年度課税標準額の割合をいいますが、この割合によって下の一覧に示した負担調整措置がとられます。

負担水準 =  $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新 評 価 額}}$

(住宅用地の場合は、新評価額に住宅用地特例率を掛けたものに対する割合となります。)

＜負担調整措置適用一覧表＞

| 負 担 水 準     | 商業地等の宅地（非住宅用地）                                   | 住 宅 用 地                               | 農 地       | 山林・その他の地目（宅地並評価を除く）                           |
|-------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 100%以上      | 70%に引き下げ                                         | 100%に引き下げ                             | 100%に引き下げ | 100%に引き下げ                                     |
| 90%以上100%未満 |                                                  | 前年度課税標準額＋<br>評価額×（1/6or1/3）×5％＝A      | 1.025     | 前年度課税標準額＋評価額×5％＝A<br><br>・Aが評価額×20％を下回る場合は20％ |
| 80%以上 90%未満 |                                                  |                                       | 1.05      |                                               |
| 75%以上 80%未満 |                                                  |                                       | 1.075     |                                               |
| 70%以上 75%未満 |                                                  |                                       |           |                                               |
| 60%以上 70%未満 | 一 律 据 え 置 き                                      | ・Aが評価額×（1/6or1/3）×100％を<br>上回る場合は100％ | 1.10      |                                               |
| 40%以上 60%未満 | 前年度課税標準額＋評価額×5％＝A                                |                                       |           |                                               |
| 30%以上 40%未満 | ・Aが評価額×60％を上回る場合は60％<br><br>・Aが評価額×20％を下回る場合は20％ |                                       |           |                                               |
| 20%以上 30%未満 |                                                  |                                       |           |                                               |
| 10%以上 20%未満 |                                                  |                                       |           |                                               |
| 10%未満       |                                                  |                                       |           |                                               |

＜お願い＞

次のような場合は、お手数ですがご連絡くださるようお願いいたします。

- 富岡町以外にお住まいの方で、住所及び所有者が変わった場合
- 家屋を取り壊したり、新築、増築した場合
- 土地の利用状況を変更した場合(例、畑を駐車場にしたときなど)
- 家屋の利用状況を変更した場合(例、住宅を店舗にしたときなど)

※ 連絡先 富岡町役場 税務課 固定資産係 電話 0240-22-2111